

議案第 3 1 号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 6 月 7 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 1 1 号を次のように改める。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害（以下「災害等」という。）により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内においてその都度必要と認める期間
- ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
 - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第 1 4 条第 2 項第 1 8 号中「地震、水害、火災その他の災害」を「災

害等」に改め、同項第 19 号中「地震、水害、火災その他の災害時において」を「災害等又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(特別休暇の特例)

第 3 条 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年条例第 号）の施行の日から平成 24 年 3 月 31 日までに東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者を支援する活動を行う場合における第 14 条第 2 項第 21 号の規定の適用については、同号中「5 日」とあるのは「5 日（東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この号において同じ。）に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7 日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。